

令和4年度 第3回 幌延深地層研究の確認会議 説明資料

第1回確認会議 資料3の追加

令和4年7月14日

日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門
幌延深地層研究センター

2 国際プロジェクト(7/7)

幌延国際共同プロジェクト

第3回準備会合（令和4年6月14日）

参加機関（7つの国と地域から9機関；42名が参加）

- 英国地質調査所（イギリス）
 - 韓国原子力研究所（韓国）
 - 原子力発電環境整備機構（日本）
 - 電力中央研究所（日本）
 - ルーマニア原子力研究所（ルーマニア）
 - オーストラリア連邦科学産業研究機構（オーストラリア）
 - 原子力環境整備促進・資金管理センター（日本）
 - 台湾工業技術研究院（台湾）
 - ドイツ連邦放射性廃棄物機関（ドイツ）
- ブルガリア国営放射性廃棄物会社（ブルガリア）は、都合が合わず欠席。会議後に情報を共有。

協議内容

- OECD/NEAおよび原子力機構から、三者協定に関わる条項を加えたプロジェクト協定書案および協定締結に向けた作業スケジュールについて説明し、各機関からの異論は出ませんでした。

今後の予定


- 複数回の準備会合を行い、その結果を踏まえて最終的に幌延国際共同プロジェクトへの参加を決定した機関の間で契約を締結します（令和4年度下期予定）。
- 第4回準備会合は、8月末から9月初め頃に開催予定です。各機関からのコメントなどに基づいて修正したプロジェクト協定書案などについて、合意に向けて確認します。

※ロシア科学アカデミー原子力安全研究所は第1回準備会合には参加しましたが、OECD理事会の決定により、ロシアのOECD/NEAの加盟国としての資格停止が5/11に発効されました。このような状況を踏まえ、国と相談した上でロシア科学アカデミー原子力安全研究所には準備会合への参加を控えていただくよう伝え、了解されています。

2 国際プロジェクト(7/7)

幌延国際共同プロジェクト

プロジェクトの協定案の構成

- 第1条 目的
- 第2条 実施内容 
- 第3条 マネージメントボード
- 第4条 プログラムレビューグループ
- 第5条 管理機関
- 第6条 財務
- 第7条 機密情報および知的財産権
- 第8条 人材交流
- 第9条 OECD/NEAの役割
- 第10条 法務規定
- 第11条 係争処理
- 第12条 新規参加および脱退
- 第13条 協定の発効と期間
- Appendix A: 参加機関リスト
- Appendix B: 研究業務の範囲
- Appendix C: 全体予算と拠出金の内訳
- Appendix D: 新規参加に係る附合契約

三者協定に関する条項を追加

- プロジェクトの実施において、
- 管理機関（原子力機構）及び参加機関は、放射性廃棄物を持ち込むことや使用することはしない。
 - 管理機関（原子力機構）は、深地層の研究所を高レベル放射性廃棄物の最終処分の実施主体に貸与、譲渡しないものとする。